様式第５号（第５条関係）

（その２）

選挙運動用ポスター作成証明書

　　年　　月　　日

年　月　日執行

紀宝町　　　　選挙

補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 当該選挙区における  ポスター掲示場数 |  |

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が紀宝町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、紀宝町に支払を請求することはできません。

４　一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

　（１）枚数　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数

　（２）限度額　541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。）×（１）の枚数＝限度額